

5 | 案内標識

基本的考え方

案内標識は、目的地まで迷うことなく到達できるよう、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の位置や方向等の情報を歩行者に的確に提供するためのものである。したがって、移動方向を示す必要がある交差点や駅前広場等あらゆる人が見やすい位置に、目的地までの案内標識を計画的に配置する。

整備基準 案内標識

- (1) 道路の要所には、必要に応じて主要な公共施設等の案内標識を整備すること。
- (2) 案内標識は、明度差の大きく、わかりやすい文字又は記号で表示すること。

解説図

→図 5-1 案内標識の設置
→図 5-2 歩行者用案内標識

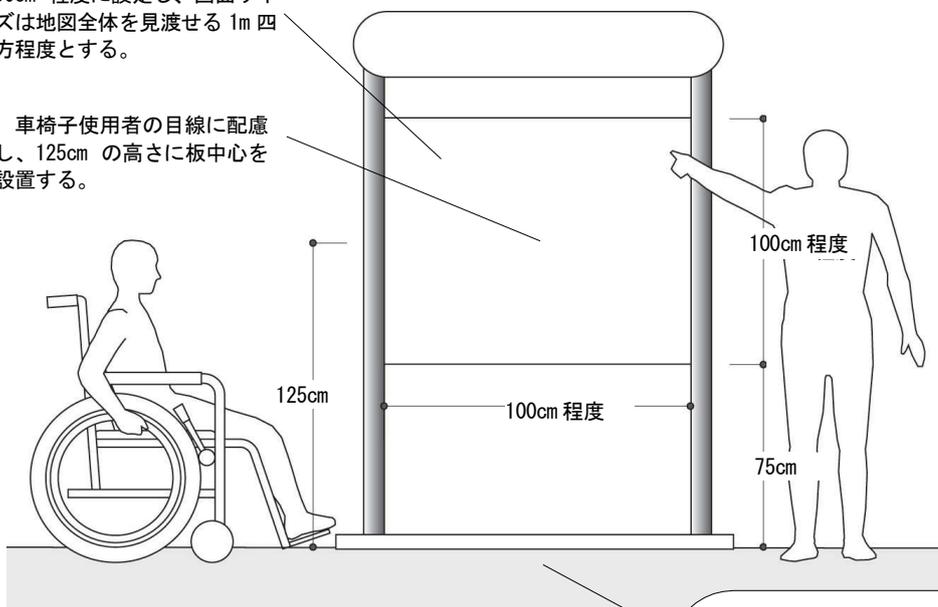
整備基準の解説

■ 図 5-1 案内標識の設置

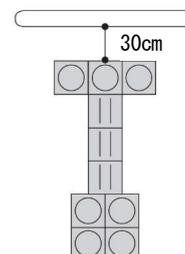
- ・利用者が安全かつ快適に目的地に到達できるように、主要な交差点や分岐点等に案内標識を設置する。

地図の大きさは、視認距離 50cm 程度に設定し、画面サイズは地図全体を見渡せる 1m 四方程度とする。

車椅子使用者の目線に配慮し、125cm の高さに板中心を設置する。



案内標識への誘導方法
視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。



■ 図 5-2 歩行者用案内標識

- ・歩行者用案内標識としては、エレベーター、エスカレーター、乗合自動車停留所及び便所等を表示する。
- ・シンボルマーク部分の大きさは、30cm×30cmを標準とする。なお、寸法の詳細については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴う道路標識の取扱いについて」を準用する。

種類	設置場所	図柄
エレベーター	エレベーターが設置されている場所を示す必要がある地点	  <p>必要がある場合は、当該施設の設置場所までの距離を表示する。</p>
エスカレーター	エスカレーターが設置されている場所を示す必要がある地点	  <p>必要がある場合は、昇降方向を表す矢印を表示する。</p>
乗合自動車停留所	乗合自動車停留所が設置されている場所を示す必要がある地点	  <p>必要がある場合は、当該停留所及び停留所の名称を表示する。</p>
便所	便所が設置されている場所を示す必要がある地点	  <p>必要がある場合は、車椅子利用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号（国際シンボルマーク等）を表示する。</p>

整備事例

● 地図と標識の一体的な整備



● 景観に配慮したデザイン



- ・地下横断施設内に、地上案内図と地下道段施設の出口方向を示す案内標識を一体的に整備しており、目的地の方向がわかりやすい。

- ・景観に配慮したデザインとなっている。

施工、管理、人的対応の留意事項

- ・主要な施設には、ローマ字または英語を併記する。
- ・バリアフリー施設・経路に関わる表示は、最も見やすく、容易に識別できるようにする。
- ・案内標識は、表示内容が見やすい材質、仕上げとし、反射光やグレアにも留意する。また、情報更新に対応できるような構造・素材を採用する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

※効果的なサインの設置・配置等

- ・状況の推測が困難な知的、発達、精神に障害のある人にとって、動線の分岐点などの効果的なポイントへのサインの設置は、目的地までの経路の情報等を得やすくするために有効である。
- ・状況把握などが困難な知的、発達、精神に障害のある人にとって、信号の待ち時間、列に並ぶライン、緊急連絡場所などの表示は有効である。

※認識しやすい位置や高さ

- ・必要な情報を広い空間の中から読み取ることが難しいことがある知的、発達、精神に障害のある人にとって、見やすい位置や高さ、向きに掲示したサインは、情報の得やすさを向上するうえで有効である。

※多様な表現の活用・併用

- ・漢字標記だけでなく、平仮名併記やピクトグラムの活用によって、多様な表示がなされていることは知的、発達、精神に障害のある人にとっても有効である。

※表現の統一

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

※表現内容の工夫

- ・表示されている内容を読み取ることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、重要な情報を優先的に表示する工夫により情報を取得しやすく有効である。
- ・表示されている内容を読み取ることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、シンプルで統一されたデザインによる表示や空間認知を容易にするための工夫は有効である。

